

八街市公文書公開条例の一部改正について

1. 趣旨

八街市個人情報保護条例（平成13年条例第2号）の改正に併せて、公文書の定義を見直す必要が生じたため、八街市公文書公開条例（平成12年条例第1号。以下「条例」という。）における用語の定義について整理をするものです。

また、この改正にあわせて、存否応答拒否の規定を追加します。

2. 概要

【公文書の定義について】

公文書は、条例第2条第2号において「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真（マイクロフィルムを含む。）であつて、決裁又は供覧等の手続が終了し、実施機関が管理しているものをいう。」と定義しており、これは紙ベースのものについて規定しているものです。しかしながら、技術革新の著しい昨今において市役所業務における変化も例外ではなく、職務上で作成又は取得するものは紙ベースのみならず、パソコンを介して文書、図画、写真等の電子ベースのものを作成又は取得することも多くあります。これら電子ベースの文書ファイル、音声ファイル、動画ファイルも公文書と定義し、公開の請求の対象とします。

また、公文書公開による市民利益拡大を図る為、決裁又は供覧の手続が終了したものという定義を廃し、組織共用性のあるものを対象とするよう定義します。

【存否応答拒否の追加】

公開の請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで非公開情報を公開することとなる場合には、当該公文書の存否を明らかにしないで、公開の請求を拒否することができるよう規定します。